

藤沢市立地適正化計画の改定について(最終報告)

藤沢市立地適正化計画は、都市再生特別措置法が定める見直しの目安である策定から概ね5年が経過したこと、同法の改正により立地適正化計画に「防災指針」等、記載すべき事項が追加されたこと、また、各種災害ハザードエリアの変更等が生じたことから、これらに対応するため、改定いたします。

1. パブリックコメント等の実施結果

■ パブリックコメント

令和5年12月7日から令和6年1月5日までパブリックコメントを実施し、素案に対する意見をいただきました。

- ▶ 意見件数：2件

■ 市民説明会

令和5年12月14日、16日及び21日に市民説明会を実施しました。

- ▶ 意見件数：0件

■ 藤沢市都市計画審議会

令和5年11月24日の藤沢市都市計画審議会への素案報告において、意見をいただきました。

- ▶ 意見件数：2件

- ▶ 意見件数 合計4件

2. 意見の内容と市の考え方

パブリックコメント等の意見及び意見に対する市の考え方を次のとおりまとめました。

No	種別	意見の内容	市の考え方
(1)	パブリックコメント	(片瀬・江の島都市拠点について) 江の島は、人気の観光地であり、休日等に変雑しているため、より大容量の交通手段を検討する必要があります。 例えば、島民・島内事業者以外のマイカーの乗り入れを制限してシャトルバスを運行することや、鉄道(湘南モノレール等)の延伸を検討するべきではないでしょうか。	片瀬・江の島都市拠点については、休日を中心に交通渋滞が生じており、観光客や地域住民の円滑な移動に課題があると認識しております。 このような課題の解決に向けた取組として、駐車場の増設、駐車場満空情報の発信、江の島大橋の3車線化や自転車走行空間の拡幅が実施されております。 また、交通・観光施策の一環としてシャトルバスの実証実験が実施されており、自家用車から公共交通へのシフトによる渋滞緩和など、今後も交通関連の計画等と連携を図りながら、対策について検討してまいります。

No	種別	意見の内容	市の考え方
(2)	パブリックコメント	<p>(村岡新駅周辺都市拠点について)</p> <p>本都市拠点周辺においては、圏央道栄インターチェンジが開設することで、広域からの自動車のアクセス向上が見込まれます。</p> <p>片瀬・江の島や鎌倉へのマイカー観光客を対象に、例えば、柏尾川を挟んだ南側の鎌倉市内にある湘南モノレール湘南深沢駅周辺で、パーク・アンド・ライドを活用することで、観光地中心の交通混雑を緩和させる効果も見込めます。</p> <p>また、鎌倉市側との協力や広報活動といったソフト面での取組（例えば駐車券とモノレールの乗車券を抱き合わせた割引きっぷなど）と組み合わせることで、湘南観光の起点とすることも可能ではないでしょうか。</p>	<p>村岡新駅周辺都市拠点は、鎌倉市深沢地区と一体となったまちづくりを進めております。今後、いただいたご意見も参考にしながら、地域特性に応じた多様な連携による交通ネットワークの構築をめざしてまいります。</p> <p>また、片瀬・江の島周辺の自動車の混雑については、自家用車から公共交通へのシフトによる渋滞緩和など、今後も他の計画と連携を図りながら、対策について検討してまいります。</p>
(3)	藤沢市都市計画審議会	<p>藤沢市都市マスタープランの改定に向けては、目標年次を2045年としているが、立地適正化計画の指標の目標年次が2036年となっていることから、整合を図るべきではないか。</p>	<p>今回の藤沢市立地適正化計画の改定は、全面的なものではなく、法改正や各種災害ハザードエリアの変更等に対応するため、部分的な改定を行うものであることから、目標年次については、引き続き、当初計画策定時の2036年といたします。</p> <p>また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法において、都市マスタープランと調和を保つものと規定されていることから、現在取組を進めている「藤沢市都市マスタープラン」の改定後、その内容に応じて、目標年次を含めた本計画の改定についても検討してまいります。</p>
(4)	藤沢市都市計画審議会	<p>防災指針を定める際に、市街地火災の延焼についても想定し、災害リスクの対象に含めるべきではないか。</p>	<p>立地適正化計画では、水害や土砂災害のハザード情報を対象に、居住誘導区域等の設定や届出制度の構築等を行っております。</p> <p>防災指針は、この計画に基づき「災害ハザードエリアに住宅や都市機能が立地する際に必要となる防災・減災に係る指針」として定めるものであることから、市街地火災の延焼については、本指針における災害リスクの対象に含めておりません。</p>

3. 素案からの変更点

素案から次の5点について、記載を変更します。（変更箇所は下線で示しています。）

変更点. 1	資料2 P. 5 「(4) 計画の位置付け」
理由	素案策定時において検討中でしたが、確定したため掲載するもの
変更前	(記述なし)
変更後	<p><u>計画関連図を追加</u></p> <p>・かながわグランドデザイン ・かながわ都市マスタープラン</p> <p>藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>藤沢市 市政運営の総合指針</p> <p>他部門計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市地域防災計画 ・藤沢市環境基本計画 ・藤沢市産業振興計画 ・藤沢市観光振興計画 ・藤沢市農業振興地域整備計画 ・藤沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・藤沢市地域福祉計画2026 ・いきいき長寿プラン ふじさわ2023 ・ふじさわ障がい者プラン2026 ・第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 他 <p>藤沢市都市マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)</p> <p>藤沢市立地適正化計画 (住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画)</p> <p>調和</p> <p>分野別計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藤沢市都市交通計画 (交通施策に関する基本的な方針) ・藤沢駅前街区まちづくりガイドライン ・ふじさわサイクルプラン ・西北部総合整備マスタープラン ・藤沢市住宅マスタープラン ・いずみ野線A駅周辺まちづくり基本計画 ・健康と文化の森地区まちづくり基本計画 他

変更点. 2	資料2 P. 47 「(4) 災害ハザードエリア」 図表3-4-1																			
理由	素案の検討時点の情報が、その後更新されたことによるもの																			
変更前	「急傾斜地崩壊危険区域」の「更新等の時期」：平成31年3月																			
変更後	<p style="text-align: center;">図表3-4-1 災害ハザードエリア一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区域の名称</th> <th style="width: 40%;">更新等の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>令和4年10月</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域</td> <td>令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>令和4年9月</td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域 (策定時：津波浸水想定区域)</td> <td>令和3年3月</td> </tr> <tr> <td>洪水浸水想定区域</td> <td>平成30年12月</td> </tr> <tr> <td>家屋倒壊等氾濫想定区域</td> <td>平成30年12月</td> </tr> <tr> <td>高潮浸水想定区域</td> <td>令和3年8月</td> </tr> <tr> <td>内水浸水想定区域</td> <td>令和元年10月</td> </tr> </tbody> </table>		区域の名称	更新等の時期	急傾斜地崩壊危険区域	令和4年10月	土砂災害特別警戒区域	令和4年9月	土砂災害警戒区域	令和4年9月	津波災害警戒区域 (策定時：津波浸水想定区域)	令和3年3月	洪水浸水想定区域	平成30年12月	家屋倒壊等氾濫想定区域	平成30年12月	高潮浸水想定区域	令和3年8月	内水浸水想定区域	令和元年10月
区域の名称	更新等の時期																			
急傾斜地崩壊危険区域	令和4年10月																			
土砂災害特別警戒区域	令和4年9月																			
土砂災害警戒区域	令和4年9月																			
津波災害警戒区域 (策定時：津波浸水想定区域)	令和3年3月																			
洪水浸水想定区域	平成30年12月																			
家屋倒壊等氾濫想定区域	平成30年12月																			
高潮浸水想定区域	令和3年8月																			
内水浸水想定区域	令和元年10月																			
変更点. 3	資料2 P. 55 「(9) 誘導施設」 図表4-9-1																			
理由	所管課との調整により、建物の具体的な規模などを示せる段階ではないことから削除したもの																			
変更前	①-6 村岡新駅周辺都市拠点の誘導施設「文化交流施設（情報発信、スタジオ等）」																			
変更後	削除																			

変更点. 4	資料2 P. 58 「(9) 誘導施設」 図表4-9-2
理由	所管課との調整により、建物の具体的な規模などを示せる段階ではないことから削除したもの
変更前	誘導施設「文化交流施設（情報発信、スタジオ等）」
変更後	削除
変更点. 5	資料2 P. 59 「(10) 区域図」
理由	変更点2に伴い急傾斜地崩壊危険区域の更新により1箇所追加されたもの
変更前	(素案時点の区域図)
変更後	<u>区域図の修正（1箇所）</u> (区域名：大鋸D、位置：大鋸三丁目、指定面積：0.09ha)

4. 今後のスケジュール

令和6年2月市議会定例会への報告の後、内容を確定し、本年度中に計画を改定します。

以上

(事務担当 計画建築部 都市計画課)